



21消安第4359号
21生産第2926号
平成21年7月24日

北海道知事
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省消費・安全局長

農林水産省生産局長

花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について

みつばちは、はちみつ等の有用な畜産物の生産のみならず、いちごやメロン、すいか等園芸作物の花粉交配には不可欠であり、生産現場における省力化及び高品質化を図る上で重要な役割を担っております。

しかしながら、本年春、全国各地の産地において花粉交配用みつばちが確保ができない事態が発生し、園芸作物の生産が懸念されるなど、社会的な問題に発展しました。

このような中で、需給マッチングシステムの構築や運営、平成21年度補正予算による花粉交配用みつばち安定的確保緊急支援事業等の対策を講じておりますが、予断を許さない状況です。

つきましては、本年秋以降の花粉交配用みつばちの需要期に不足なく、安定的に花粉交配用みつばちが活用できるよう、下記の点について、貴管内の各都府県に対して協力要請及び農業団体、養蜂関係団体等に対する協力要請に係る依頼をお願いします。

記

1. 都道府県においては、

- (1) 花粉交配用みつばちの安定的な供給を確保するため、都道府県内の園芸産地における、花粉交配用みつばちの時期別の需要量を的確に把握するとともに、園芸産地と養蜂農家等との間の連絡体制を整備する等により、花粉交配用みつばち需給のマッチングに努めること
 - (2) 農薬散布によるみつばち被害事故を防止するため、耕種農家と養蜂農家との連絡協議会を設置し、農薬散布時期や蜂場の位置と設置時期に関する情報の交換、事故発生時の連絡体制の整備等により、相互に連携が図れるよう努めること
- 等により、都道府県内におけるみつばちの安定的な増殖及び花粉交配用みつばちの安定供給に努めること。

2. 園芸産地における花粉交配用みつばちの利用者においては、

- (1) 養蜂農家やみつばち供給業者との連携を密にし、養蜂農家等に対して、あらかじめ必要数量の増殖を依頼すること
- (2) 定期的に必要数量確保の見込みについて確認し、確保が困難となった場合、早めに都道府県へ報告し、需給調整システムによる解決を図ること
- (3) 特に園芸施設内でみつばちを利用する場合には、適切な場所への巣箱の設置、給餌、施設内の温度管理等に配慮すること
等により、みつばちの確保と長期利用に努めること。

3. 養蜂農家においては、

- (1) 万が一依頼を受けた花粉交配用みつばちの予定数量の確保が困難なことが見込まれた場合は、供給先へのすみやかな情報伝達に努めること
- (2) 園芸農家における飼養管理技術向上に資する情報提供や指導・助言を行うこと
等により、花粉交配用みつばちの安定的確保に協力していただきたいこと。